



(裏)

使用目的及び記載要領

この明細書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割した場合において、納税猶予の継続適用を受けるために提出する「使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書」の別紙として、使用貸借による権利の全部を引き継いだ農地等の明細を記載するときに使用してください。

- 1 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

- 2 「使用貸借による権利の設定許可日」欄には、合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人に対する使用貸借による権利の設定の許可年月日を記載してください。

- 3 この明細書は、「使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書」と併せて法人が合併又は分割した日から2か月以内に提出してください。